

平成25年度第1回
北海道環境教育等推進協議会

議 事 録

日 時 平成25年8月1日(木) 午後2時開会
場 所 道庁別館8階1号会議室

1. 開会

○事務局（坂口環境計画担当課長）

ただ今から第1回北海道環境教育等推進協議会を開会いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております、北海道環境生活部環境局環境推進課の担当課長をしております坂口と申します。よろしくお願いいたします。

委員長選任までの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

本日は、15名の委員中3名の委員が所用で欠席とご報告を受けております。また、本日急に、お一方来られないということでもあります。協議会の設置要綱で定めます定足数であります過半数を超えるご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

2. 開会挨拶

○事務局（坂口課長）

それでは、開会に当たりまして、環境生活部環境局長 千葉より、ご挨拶申し上げます。

○千葉局長

北海道環境生活部の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

お暑いなか、本当に、皆様、お集まりいただき本当にありがとうございます。

委員の皆様方には、この度、当協議会の委員への就任について御快諾いただき、しかも、本日もご出席をいただいたということで、ありがとうございます。

後ほど資料でご説明いたしますが、平成17年に北海道環境教育基本方針というものを策定したのであります。いわゆる環境教育、環境保全の意欲の増進というところを図ってきたところです。

平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正がありまして、道民の環境保全意識の高まり、あるいはNPO民間団体による環境保全活動の進展、環境教育や環境保全活動を取り巻く環境情勢が大きく変化しております。こういったことを踏まえまして、道といたしましても、現行の古めの基本方針を見直すべきだということで、「（仮称）北海道環境教育等行動計画」の策定することといたしましたところでございます。

行動計画を策定して、環境教育・環境保全活動を効果的に推進していくために、ここにご出席いただいております皆さんから構成します、北海道環境教育等推進協議会を設けまして、本日がその初会合ということになります。

今年度は主に、先ほど作成するとして、行動計画策定のための協議をお願いすることになります。様々なお立場から、そして日々の活動を通じた課題などを踏まえまして、忌憚のないご意見・ご提言を頂ければと思っております。

それでは本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（坂口課長）

本日の会議は、本協議会の初会合ということですので、はじめに委員の皆様をご紹介申し上げます。

資料1に設置要綱と委員名簿がございます。この委員名簿の順に、出席いただきました委員のお名前を申し上げます。50音順になっております。

浅井 真介（あさい しんすけ）委員

内山 到（うちやま いたる）委員

大島 峰夫（おおしま みねお）委員

奥谷 直子（おくたに なおこ）委員

田中 住幸（たなか すみゆき）委員

千葉 裕司（ちば ゆうじ）委員

辻 俊行（つじ としゆき）委員

にかわりまして、急遽、教育庁義務教育課から池野主幹です。

名内 隆（なうち たかし）委員

能條 歩（のうじょう あゆむ）委員

宮本 尚（みやもと なお）委員

守山 泰史（もりやま やすふみ）委員

山中 康裕（やまなか やすひろ）委員

なお、名簿の中の

上田 融（うえだ とおる）委員

松井 光一（まつい こういち）委員

水野 敏夫（みずの としお）委員

につきましては、ご都合で本日は欠席となっております。

また、こちらに環境省の北海道環境パートナーシップオフィスからオブザーバーとして参加をいただいております。

4. 委員長、副委員長の選出

○事務局（坂口課長）

それでは最初に委員長と副委員長の選出を行いたいと思います。委員長、副委員長の選任につきましては、資料1にありますように、設置要綱によりまして委員の皆様による互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

○内山委員

事務局にお任せいたします。

○事務局（坂口課長）

ただいま事務局からというご発言がありました、他にご意見などございますか。

それでは、事務局の案をご提案申し上げます。事務局といたしましては、委員長は学識経験者の山中委員、副委員長は能條委員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○全員

異議なし。

○事務局（坂口課長）

ありがとうございます。それでは、委員長を山中委員に、副委員長を能條委員に決定させていただきたいと存じます。山中委員長、能條副委員長、恐れ入りますが、委員長席、副委員長席にご移動をお願いいたします。

5. 委員長、副委員長挨拶

○事務局（坂口課長）

それでは、山中委員長、能條副委員長からお一言ずつ、お願いいたしたいと思います。

○山中委員長

山中です。委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、元々は地球温暖化の専門です。それも地球温暖化の予測ということで、将来、何度温度が上がるか、そういう研究をしてきました。その後ですね、2050年に向けて、二酸化炭素を先進国であれば7割、8割減らさなければならない、そういうことを勉強し始めました。G8サミット、洞爺湖サミットが行われましたけれど、二酸化炭素削減を頭の中で考えるのは簡単なことなのですが、その辺りから、人々の行動をどう変えていくか、ということで色々と地域との関わりを持つようになりました。その中で、やはり北海道の色々な地域を見ていくと、二酸化炭素を減らすことも重要なのですが、地域の問題、地域づくり、地域活性、そういうことも必要ですし、北海道であるならば、例えばエゾシカのように、エゾシカを減らすことも必要ですけれども、エゾシカを活用した地域おこしなども必要、さらに生物多様性を考えなければならないし、と同時に地域の問題も考えなければならない。

そういったこともあって、最近では北海道の地域のこととして、占冠村と協議を行ったり、ここにも出席されている、北海道環境財団やきたネットとかと北海道の将来を考える、そういうことも必要かと考え行動してきました。

今回の協議会、北海道の環境教育を考える協議会の委員についての打診があった時、や

はり、これから、色々なセクターの人が環境問題考えて行くことが必要と考え、お引き受けした次第です。

と同時に、環境教育、特に学校教育とか社会教育のところは、私自身は、かなり占冠村で行っているとはいえ、少し素人な部分もありまして、今回の委員のメンバーの名簿を見ると、北海道教育庁の方、小学校中学校の校長会の方がおられますので、そのような委員の方々のご意見を含め、様々な意見を合わせて、よりよい協議会でありたいと思いますし、今年のお題は行動計画を作るということでもありますので、是非皆様のご意見、お知恵をお借りしていいものを作ればと思います。

そのために、委員長として力及ばないところはありますが、頑張っってよりよいものを作っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（坂口課長）

ありがとうございました。能條副委員長お願いします。

○能條副委員長

北海道教育大学岩見沢校の能條と申します。よろしく願いいたします。

私自身は、若い頃は地球環境科学ということをやっておりましたが、その後ずっと教育畑で、教員養成大学にいるということもありますし、自分自身も教員をやっていたということもありましたので、地球環境がどういう風に変化して今に到ったかを若い時に研究しましたが、それをどうやって理解して、人に伝え、未来を考えるのかということ、大学に戻ってからもうやって参りました。

今現在は、自然体験教育学というのを柱にしようということで、環境と言いましても色々なジャンルがありまして、人と自然をどうつないでいくか、関係性を意識して先のことを考えられる人を育てていったらいいのかなということの研究テーマにして仕事しております。

いろいろな社会に出て、そういった仕事をしたいという学生とも毎日つきあっていますし、私自身も学生と一緒に、子どもたちに自然のことを考えることをやっていたり、あるいは、そういった色々な活動をやっている様々な団体の方と活動しましょうということで、NPO法人を一つ作って、色々な人と協働するという事に挑戦してみたりということをやっております。

毎日、本業の方も忙しく、昨日、一昨日も山登りをしてきたところですが、色々な場面で人と自然を考えていくということで、今回も、環境教育の場に参加させていただけるということで、私自身も環境教育学会の支部長をやっておりますので、環境教育というのを現場から見る仕事と、学術的な柱を立てて眺めるという仕事、両方を見る仲間がいますので、そういう人たちが見ている目線を紹介できればと思います。

皆様の足を引っ張らないようにしたいと思いますので一つよろしく願いいたします。

○事務局（坂口課長）

どうもありがとうございました。それでは、ここからの議事進行は、山中委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

6. 議事

（1）公開及び傍聴の取扱いについて

○山中委員長

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議事の（1）にあります「協議会の公開及び傍聴の取扱い」について、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（伊藤主幹）

環境推進課の伊藤と申します。座って説明させていただきます。

公開及び傍聴の取扱いについてでございますが、北海道情報公開条例第26条では、「知事や教育委員会が設置する附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。」と定めております。

当協議会は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に規定する、北海道の行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整のため、有識者等の意見を聴取し、道行政に反映させることを目的としており、要綱に基づき設定されたものであり、これに類するものとしての位置づけております。

また、非公開の場合とは、「会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであつて、会議を公開することが適当でないと認められる場合」と定められております。

従いまして、当協議会は原則公開とし、傍聴を認めることとなります。

資料1の設置要綱をご覧ください。北海道環境教育等推進協議会設置要綱第7条「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める」に基づきまして、公開にあたり協議会の傍聴要領を定めたいと考えております。

次に資料2をご覧ください。「2傍聴する場合の手続き（1）」のとおり、定員を10名とし、事前申込制で、（2）のとおり、傍聴者は会議当日、会場受付において受付簿に氏名を記入いただき入場する形となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山中委員長

ありがとうございます。ただ今の説明に関して、何かご質問がありましたらお願ひいたします。

○山中委員長

それでは会議を原則公開とし、事前登録で先着10名までの傍聴を認めることでよろしいでしょうか。

○全員

異議なし。

○山中委員長

それでは、これから会議を公開し、傍聴を認めることとします。

(報道関係者入室)

(2) (仮称)北海道環境教育等行動計画の策定検討に係る経過と方向性について

○山中委員長

では議事進行を進めさせていただきます。議事(2)「(仮称)北海道環境教育等行動計画の策定検討に係る経過と方向性について」事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤主幹)

お配りしました資料3に基づき説明いたします。

初めに、左上の国の取組の欄をご覧ください。

国においては、平成15年3月に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定するとともに、基本方針を策定し、環境教育を進めてきたところですが、地球温暖化防止や生物多様性保存など、環境問題を取り巻く情勢変化などを踏まえ、環境教育を一層充実させる必要があるという考えに立ちまして、平成23年6月に法律の改正を行ったところであります。

次に法律の改正の主な内容ですが、中程の上の欄をご覧ください。

②にありますとおり、地方自治体による推進の枠組みの具体化といたしまして、「地方自治体は、国の基本方針を勘案し、環境教育及び協働取組等に関する基本的な事項や実施すべき施策に関する事項等を定めた行動計画を作成するよう努める」、また、「行動計画を作成しようとする地方自治体は、環境教育等推進協議会を組織することができる」と定められたところでございます。

このほか、③にありますとおり、学校教育における環境教育の充実、自然体験等の機会の場の知事による認定制度の導入、協働取組の推進などであります。

また、24年6月、国におきましては、「環境教育及び協働取組等の推進に関する基本的な方針」を閣議決定したところでございます。

参考資料7をご覧ください。

参考資料7は、基本方針改正の主なポイントを整理したものであります。

右上の1の欄にありますとおり、「環境保全のために求められる人間像等の明確化」などが盛り込まれ、また、「2 協働取組についての取組の方向について」が追加されております。その中では「対等な立場と役割分担」「相互理解と信頼醸成」「コーディネーターやファシリテーターの育成・活用」などが盛り込まれました。

また、「3 学校における環境教育の方向についての充実」では、「地方自治体の環境部局と学校部局又は教育委員会との連携の必要性」「学校教育における学校外の主体との協働が重要」などということが記載されたところでございます。

次に、参考資料8をご覧ください。

参考資料8は、国の新たな基本方針の目次と現行の道の基本方針の目次を比較したものでございます。先ほど説明しました、「環境保全のために求められる人間像」「協働取組についての取組の方向」などが新たに盛り込まれております。

資料3にお戻りください。

次に道の取組についてでございますが、左下の欄にありますとおり、平成17年12月に北海道環境教育基本方針を策定して、環境教育に取り組んできたところでございますが、こうした中、道においても、記載のとおり情勢変化があったこと、また、基本方針に沿って、庁内各部署で環境教育関連施策を実施してきたところでございます。

こうした、国の方針等の反映、情勢変化の反映などを踏まえまして、現行の基本方針を見直し、仮称ではありますが、北海道環境教育等行動計画を策定することしたところでございます。

行動計画の策定の考え方につきましては、現行の基本方針を基礎に、国の法改正及び基本的な方針を踏まえ、情勢の変化、現状や課題、今後の方向性を検討し、項目立て及び内容に加筆・充実を行うとともに、本道の地域特性や活動事例を踏まえた記載の充実していければと考えております。

次に策定に当たっての推進体制についてでございますが、行動計画の策定にむけ、本協議会を設置したところであります。設置要綱、委員の構成については、先ほど説明しましたとおりでございます。

また、庁内連携により環境政策を総合的・計画的に推進するために設置しております「北海道環境政策推進会議」に環境教育部会を新たに設置したところであり、同部会を活用しまして、効果的な施策を進めて参りたいと考えているところであります。

次に計画の性格、期間などについてでございますが、策定の趣旨については、これまで説明したとおりであります。位置付けについては、法律に基づく行動計画であるとともに、道の「環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画」の個別計画の位置付けであります。

計画期間は、26年度から概ね10年間として必要に応じ見直しを行うということで、進

行管理については、推進体制としては「環境教育部会」や「当協議」などが協力して推進していく考えであります。

また、推進施策の実施状況の定期的な把握、取組の点検などを公表するとともに、指標についても、環境基本計画等と同様に設定できればと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対してご質問などはありますか。

委員になる時に聞いておけばよかったのですが、北海道で定めている北海道環境教育基本方針を改正するという話ではなくて、行動計画を作るという風に考えたのはどのような理由でしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

冒頭の挨拶でもありましたとおり、国の法改正で、国の新たな基本方針の中で、新たな要素、例えば、協働取組の推進、環境教育に求められる人間像、学校教育における環境教育の充実など、基本方針策定時にはなかった新たな要素が入ってきたことが一つと、環境を取り巻く状況変化、色々なところでNPOなどの環境活動が行われるようになっている、そういった状況を勘案しまして、現行の基本方針を見直して、行動計画を策定しようと考えたところでございます。

○ 山中委員長

では、参考資料8にありましたように、国からの新たな基本方針を受けて、平成17年に作られた北海道の現行の基本方針の見直しというよりは、新たなところを踏まえて、行動計画という形で名前は変わりますが、基本的には状況変化を踏まえて行動計画を作るということですね。そうすると、平成17年度の基本方針に作られるものでは方針の下というよりも、むしろ、新たな情勢を踏まえたものということによろしいということですね。

○ 事務局（坂口課長）

おっしゃるとおりです。

○山中委員長

わかりました。他に何かありますでしょうか。

「協議会」にしたのは、やはり色々なセクターの方々に加わってほしいということで協議会という枠組みにしたということによろしいでしょうか。

○ 事務局（坂口課長）

はい。先ほど、説明申し上げました法改正の中でも、具体的な構成委員のイメージが示されておりまして。そういったことも含めて、今までにはない、新たな枠組みという風に考えておりますし、それから行動計画策定後の実施に関わっていただく趣旨がございましたので、今回新たに協議会として設置させていただいた次第であります。

○山中委員長

他にご質問はありませんか。今のご説明で、行動計画の位置付け、そもそも我々が協議会委員になった意味の説明があったと思います。よろしければ次に進もうと思っておりますがいかがでしょうか。

では、議事（２）を終わらせていただきまして、議事（３）「現状と課題について」事務局から説明をお願いいたします。

（３）現状と課題について

○事務局（伊藤主幹）

それでは、資料４をご覧ください。

資料４は、個人、学校、事業者などの主体別と、施策別に分けて、現状・課題を我々、道の行政ベースで整理したものでございます。説明は、主なポイントのみ説明させていただきます。

はじめに、主体別、個人についての現状でございますが、

現状は、平成２４年に実施した道民意識調査によると、環境に配慮した行動を実践した人の割合５３％、また、約８割の人が環境教育の大切さを認識しているところです。

課題としては、普及啓発の充実や実践する機会、情報提供のより一層の推進が必要であると考えているところです。

次に、学校等でございますが、

現状は、幼稚園や保育所では遊びや体験などを通して、学校では教科や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて環境教育の取組が行われております。

課題としては、日々の学校等の生活において、いのちや自然の大切さ、省エネルギーなどの取組を学び、実践することや、環境教育に関する全体的な計画等を作成していくことも必要と考えております。

次に、事業者ですが、

現状は、積極的な環境保全の取組みが社会的評価を高めるという考えが浸透しつつありますが、課題は、取組は大企業が中心であり、より多くの事業者による取り組みが必要ではということでございます。

次に、地域団体・NPO等でございますが、

現状は、環境保全活動の多様化と環境保全を活動分野とするNPOが増えるなど、広がりが見られております。

課題としては、お互いの立場を尊重しましたパートナーシップの下での連携・協働ですとか、継続的な活動のための基盤強化が必要ではないかということでございます。

次に、市町村ですが、

現状は、公民館などにおける環境教育の実施や地域の環境保全活動の支援などの取組を推進してるところ。

課題としては、環境情報の発信、地域活動の支援など、取組の一層の推進が必要ではないかと考えております。

次の、道の現状・課題につきましては、次の施策別の説明と重複する部分がございますので説明を省略させていただきます。

(2)の施策別の現状課題についてですが、

人材の育成・効果的な活用についてでございますが、

現状は、人材育成ワークショップや環境教育セミナー等の開催、自然解説員の育成などの事業実施や、学校の教員に対する研修講座などを実施しているところでございます。

課題としては、専門的研修を受けた人材が環境教育の場で有効に活用されるよう、より一層、情報発信することなど必要であると考えているところでございます。

次に、機会の提供ですが、

現状は、振興局では、市町村や地域の環境保全団体等と連携しまして環境フェスティバルなどを実施しております。また、住民団体が開催する環境学習への専門家の派遣や親子キャンプなどを実施しております。

課題としては、各自の理解度や能力に応じた環境教育を進める仕組みや機会の場の提供が重要であると考えております。

次に、環境教育プログラム等の活用についてでございますが、

現状は、道において環境教育プログラムを作成し、各学校等に配布しているところでございます。市民団体等の取組としては、NPOによる自然体験型の環境教育プログラムや指導者育成などを実施しているところでございます。

課題としては、身近な場で誰もが気軽に実施できるプログラムの整備・提供が必要であるということでございます。

表彰等については、説明を省略させていただきます。

次に、拠点機能の整備の北海道環境サポートセンターについてでございますが、

現状は、環境情報の提供や環境保全活動への支援、各主体間のパートナーシップ形成などの拠点として取組を実施しております。

課題としては、環境学習や環境保全活動等の拠点として、より効果的な取組の充実であります。

次に、北海道環境の村についてでございますが、

現状は、参加・体験型の環境学習拠点として位置付け、生活体験プログラム等の事業を実施しておりますが、課題は、事業内容のより一層の周知・充実が必要と考えております。

次に、既存施設の活用と連携についてでございますが、

現状は、学校や公民館、青少年教育施設等の社会教育施設などにおいて、環境教育等に関するプログラムを実施しているところでございますが、

課題としては、各施設活動内容等の一層の周知や各施設間の連携強化が必要であると考えているところです。

次に、協働取組の推進についてでございますが、

現状は、各主体間の調整を行う中間支援組織や先進的NPOが存在しています。また、道におきましては、「北海道協働推進基本指針」を策定いたしまして、道政の様々な分野で企業やNPOなどの民間との協働取組を実施しているところでございます。

課題としては、行政は、各主体の活動や取組をつなげ、各主体の自主性を尊重した協働取組の推進が必要であること。また、コーディネーターやファシリテーターなどの人材の育成が必要であると考えております。

次に、情報提供であります。

現状は、道や北海道環境財団のホームページやメールマガジン等を活用し、環境情報を広く道民に提供しているところでございます。

課題としては、環境保全活動や環境教育をより一層促進するため、情報の的確で積極的な提供が必要という風に考えております。

調査研究は、説明を省略させていただきます。

次に、資料5をご覧ください。

資料5は、道庁各部、道教委で実施している約90余りの環境教育関連施策の現状と課題を、現行の環境教育基本方針の第4章に書かれております「環境教育を推進するための施策の体系」に合わせ整理したものであります。個別の事業についての説明は省略させていただきますが、道庁内の各部におきまして分野横断的に環境教育に関する事業を実施している状況でございます。

参考資料3をご覧ください。

参考資料3は、24年8月に実施した道民意識調査の結果として、環境教育関係を抜粋したものでございます。

参考資料4は「道と民間との協働取組に関する取組状況」をまとめたものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

ただ今の事務局からの説明に対してご質問はありますか。参考資料は後で見るということにして、中心的なのは資料4だと思いますが、資料4は事務局の方ではこういった現状・課題をとらえているということで主体別・施策別に並べていただいておりますが、この辺りは課題を強く言いたいとか、こうなのかなど、ご意見があればご発言ください。

○内山委員

質問というよりは、補足のような感じになるのですが、私ども北海道環境財団では北海道環境サポートセンターで情報提供を行っております。現在、情報提供自体は、私ども単体で行っているわけではなくて、札幌圏にある中間支援組織4組織で連携して「環境ナビ北海道」というサイトを運営しております。宮本委員のいらっしゃいます北海道市民環境ネットワーク、私ども北海道環境財団、本日、オブザーバーで参加しております北海道環境パートナーシップオフィス（略称 EPO 北海道）、札幌市環境プラザで共同して運営しております、道内のイベント系の情報が特に強いが、環境情報を一括して配信しているところではあります。

当然、運営資金などについては足りない状況にあるが、数年前よりは4施設でそれぞれ出していたものを一括して配信したり、活動する側も一カ所に投げればいいということまではいっております、補足として説明いたします。

○山中委員長

私が感じたところだと、環境教育について狭義な意味だと多分こういうまとめ方ではないと思うのですが、3. 11以降、例えば、防災ですとか少子高齢化の問題とか様々な地域活性化などあり、狭い意味での環境、自然保全とかリサイクルとかは入るのですが、もう少し広いとらえ方をしたいと思っている部分もある。

例えば、持続可能な社会、あるいは地域づくりとか入れると、今回の枠組みは環境生活部及び北海道教育庁が主体となってまとめる話ですので、あまりそれを超えて踏み込めないとは思いますが、やはり色々なニーズですね、地域のニーズ、市町村のニーズを聞いてみると、狭い意味の環境教育でなくて、もう少し幅広い意味の環境教育、ここで言う現状の主体別、施策別の中に、もうひとつ関連分野みたいなもの、もう少し環境教育を取り巻く現状及び課題みたいなところをまとめると次につながるかなという印象を持ちました。

もちろんエネルギーもそうですね。やはり、地球温暖化で二酸化炭素を下げるということと、3. 11以降の化石燃料を使ったりとか、省エネとか、そういう話も環境教育はある意味広い意味でとらえます。

○山中委員長

よろしいでしょうか。本日は、皆様に「第1回会議における論点」が配られていると思いますが、「議題(3)において、各委員から環境教育や環境保全活動などに関し、各委員の活動やご経験などから、活動の現状や課題についてご発言をいただきます」とありますので、資料4を使ってでもいいし、今後作られる行動計画に関して貢献していくという意味で、気楽に、非常に広い方が来られてますので、手短な時間、例えば3分程度で話してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

順番、最初は、名簿順がいいかなと思いましたが、山中最後で大変申し訳ありませんが、50音順で浅井委員からお願いいたします。また、何かあれば、一巡した後に補足などの説明をいただければよいと思います。それでは、浅井委員お願いいたします。

○浅井委員

私は、教育庁の生涯学習推進局生涯学習課ということで、当課では生涯学習の推進ということで幅広く取り組んでおりますけれども、その取組の一つとして、環境教育関連の事業に取り組んでおります。その取組状況などの現状課題を説明したいと思います。

資料4でいきますと、人材の育成、それと既存施設の活用というところです。

まず、人材育成の取組のところで、資料5の②のところに当課で行っている事業を2つ記載させていただいております。一つは、青少年の野外活動の普及振興を図るための指導者育成事業を、国立の青少年教育施設と道立の7つの青少年教育施設の共催で実施しております。24年度は42名受けて、毎年修了者を登録しておりますが、現在、平成元年以降1,673名登録しております。

もう一つは中高生を対象としたリーダー養成事業ですが、これは道教委主催で夏休み期間中に2泊3日の日程で、全道7カ所の少年自然の家で実施しております。昨年度は260名参加しております。環境をテーマとしたプログラムを実施しております。

それと5ページになりますが、一番下、拠点の活用をご覧いただきたいと思いますが、施設の主催事業の中に環境教育の項目のプログラムを設けて、施設の主催事業の約4割位が体験学習とか環境に関わる事業を実施している現状です。

課題としては、人材育成の関係で申し上げますと、修了者の専門的技術や知識のスキルアップ、それと修了者が地域で学んだ成果を活用できような事業メニューを充実させることを課題として考えております。それと、施設の活用面では、環境について多様な課題がありますので、それに対応したプログラムの充実が必要と考えております。

簡単ですが、現状・課題としてご紹介いたします。

○内山委員

北海道環境財団の内山です。課題の部分に傾斜して色々と考えてまいりました。

先ほどの第1番目の議題の際に質問すればよかったかもしれませんが、この行動計画が出来たときに、環境部局と教育部局のセクションがどれだけ連携して本気になって取り組んでいくかを、この場で一つ確認しておく必要があると思います。

というのは、我々、今日もいくつか資料を持っていますが、環境の側から教育現場へ入って行って、子どもたちへの環境教育の機会を提供するのですが、クライアントが北海道の環境局であったり、環境省だったりするので、予算の時期との兼ね合いなどもあるが、一つ一つ振興局や教育委員会の連携や了解をこちら側でとっていかないといけないという課題があります。それでは毎回一からやっっていかなければならないということで、

環境教育を一緒にやるというコンセンサスが行政機関であまりとれてないのではないかと思います。これは、連携とか協定といったもので、常に話し合っているテーブルなどが、地域でもいいと思いますが、必要なのではないかと思います。

それから、セクターとしての考え方なのですが、資料4の左側にもあるのですが、我々環境中間支援組織とかコーディネーターというところが一つ必要かなと思っています。それぞれセクターは自分たちの目標ややりたいことをやるが、そこをコーディネーターする人材は圧倒的に不足していると思います。地域で色々と環境課題は洗い出しがあって、それぞれのステークホルダーが出てきているが、そこに中立的に入って行って議論を仕切るコーディネーターが不足している、それはやはり、環境問題を解決する方向に導いていけないと思います。行動計画ではしっかりと位置づけて、育成していかなければいけないと思います。

事業者については、そこに努める従業員教育は非常に進んできていると思う。逆に会社の中でゼロエミッション等の動きが非常に進んでいると思うが、やっている企業とやっていない企業の差が非常に激しいと感じています。やはり、発注する側、される側などのサプライチェーンの関係で、それを埋める企業連携を呼びかけていくことが必要だと思っています。

先ほどのコーディネーターのところで言い忘れたのですが、例えば、酪農の関係と地方の川とか、湖沼の汚れの関係が道内あちこちで顕著です。汚染の原因などはわかっているのですが、テーブルに着くと犯人捜しが始まってどうしても話し合いがうまくいかない。道南のある沼では、30年以上も水質が保全されていないということがあります。地域として活動が動いていかないのもコーディネーターがいないことが要因とも考えられます。それに付随してお金をきちんと調達してくる力がないのではと思います。ハードの整備が必要な場合も含めて、必要な資金をファンドレイジングしてくる、また、ロビー活動であったり、民の力であったり、そういった力が必要なのではと思います。

それから、今日オブザーバーできているEPO北海道が環境省の事業で実施している協働取組の実証事業があります。今年度は知床と旭川で環境保全、生物保全の取組をやっていますが、いろんな主体が集まった実証事業をやってみて、それを知見として積み上げていくことが必要ではないかと思っています。事例を集めたから、全部真似して上手くいくわけではありませんが、何かしらヒントになって、あそこでは上手くいったからこうしてみようといったことにつながっていくのかなと考えています。

話が前後して恐縮ですが、お金を集める力ということで、特に道とか行政施設が持っている自然公園といった施設の老朽化が進んでいて、台風が来て壊れて閉鎖してしまうといったことが続いている。行政だけに予算付けしようとしても無理だと思うので、実際に地域でお金を集めて作っていく、直していく、新しい施設を作っていく、といった環境教育を守っていく仕組み作りが必要でないかと思っています。

○大島委員

北海道社会教育委員連絡協議会の大島と申します。先に自己紹介させていただきますが、私19年間、社会教育に携わっていきまして、この8階にも5年程いきまして、校長を8年程しまして、今は保育園の園長をしています。旭川市の社会教育委員会の議長とすることで、今回、北海道社会教育委員連絡協議会から出させていただきます。

私は、社会教育の立場からお話しさせていただきたいと思いますが、資料4の主体別の市町村の現状に「公民館や児童館等で、いろいろな環境保全活動の取組が推進されている」と書かれており、私もどんなものかと思い、旭川市の広報誌の7月号にどんな環境に関するものがあるか見てみました。そうしましたら、教育委員会の自然観察会、団体が主催する蛍を見る会、クリーンセンターのクリーンセンターフェスタ、使われた食用油を活用した石けんづくりや廃材を利用した工作教室、組長部局の環境保全課ではエコフェスティバル、エコ川柳の募集、環境学習バスツアー、他にも旭山動物園、科学館ですとか、夏休みの前の号ということで特に多いのですけれども、それにしてもものすごく沢山の事業が行われている。これは、栗山町の名内さんも同じ印象を持たれていると思いますが、結構、町長部局と教育委員会と併せて様々な取組は行われているのではと思います。

それで現状認識としてはこの通りと思いますが、右側の施策別の現状というところで、ソフトの面で行くと、協働の取組の推進で「家庭、学校、事業所、地域などの様々な場で、各主体が、環境保全活動等に各々取り組んでいる状況がみられる」というふうに柔らかく書いておりますが、今、旭川市の例を取り上げまして、各実施主体がやっていますが、事業相互の関連ですとか、いわゆる環境教育という視点からの市町村全体の体系化といったことがされているのかという点でちょっとどうなのかなという感想を持っています。課題という風に強くも言えないのですが、現状と問題提起と言うことでお話しさせていただきたいと思います。

○奥谷委員

皆さん、かしこまったお話が多かったので、私は身近なお話をしたいと思います。以前、北の木の家のプロポーザル委員になったことがあるのですが、会議室がわからなくてうろろうろしていた時に、「北の木の家のプロポーザル」と聞いたのですが誰もわからない、逆に「北の木の家ってなんですか」と聞かれました。同じ道庁内でも意識が縦割りなんだなと思いました。

国もそうですけれども、大きいところは大きいなりに、小さいところは小さいなりに縦割り、連携とか協働とか謳われていますが、実際にスムーズに連携していれば、先ほどの環境財団の方のお話にもありましたが、環境部局と教育部局の連携が短時間で、コーディネーターを中心にまとまると思います。

私は、北海道地球温暖化防止活動推進員でもありますので、講演などで札幌市内、道内各市町村へ伺います。先日は中学校で全校生徒230名に体育館で地球温暖化の原因、防

止のための省エネや節電のお話しをしましたけれど、皆さんとても熱心で、質問時間が10分オーバーするくらいの質問が出ました。その時にお話ししたのですけれども、私の話もそうですが、TVの情報、新聞の情報など、いろいろな環境問題についての情報が氾濫しています。一方的な情報だけを聞いて心にとめるのではなく、前と言ったら後ろ、白と言ったら黒、といったいろいろな情報を幅広く、それぞれの言い分を聞く気持ちを持って情報収集してくださいとお話ししました。

地球温暖化といっても、これは地球温暖化効果ガスによるものではないという人も稀にいますが、そういう人の話も聞いて下さいと言います。皆さんはそういった情報を中立・公平に聞く耳を持って情報収集し体験学習などを通して学んで欲しいとお話しします。

○田中委員

公募で応募しました田中と申します。一道民で参加しておりますが、本業は子ども対象の自然学校「あそベンチャースクール」という学校を運営しております。あとは専門学校の教員とかもしています。

環境教育に関しては、「札幌市環境教育リーダー」という制度が札幌市環境教育プラザにありまして、そのリーダーの登録をしております、幼稚園や保育園に環境教育のお手伝いに行くという活動をここ数年熱心に行っています。自然体験だけが環境教育と考えているわけではありませんが、幼稚園とか保育所は自然を使ったものがなじみやすいというころもあって、札幌市環境プラザの制度を活用して行きはじめたところ、最初の年は年間30件ほどだったが、今年度辺りは年間100件を超えるほどで、保育者の先生や保護者の方に非常に喜ばれる中で、保育所の方は、今の人は自然は楽しいのだけど、環境教育といわれてもピンとこないということからきますので、子どもたちと一緒に活動を、プラザの制度は年4回の派遣制度ですが、4回フルに使っていただくと、保育者の方にも気持ちの変化が起こるようで、私が行かない場面でも環境を意識した活動が始まったり、保護者の方への普及があるのを感じております。

そういう活動を熱心に行っておりますので、環境教育促進法が改正された時に、対象年齢が幼児期からと明記された部分と、協働だとか連携だとか、コーディネーター、ファシリテーターといった言葉が新たに入ってきてところで、少し期待できる部分かなと思ひまして、今回応募したところです。

私は幼児期の環境教育ということで少し狭いジャンルの人間かもしれないのですが、少しでも意見が言えればと思ひます。よろしく願いいたします。

○千葉委員

私は、行政機関ですし、事務局が一番近い立場なのですが、私自身のことも含めてお話しさせていただきます。

私自身は、環境行政を30年以上やっていて、最初、昭和50年代の頃は、煙突に登っ

て煙の測定や、川や湖の水を採って測ったり、工場・事業所の排水を測って基準に合っているか、そんな仕事をメインにしながら、まだ環境教育という言葉はなかったと思いますが、少なくとも世の中にあまり出てこなかった頃に、例えば、「せせらぎスクール」、小学校の3・4・5年生辺りをつれて、校長、教頭先生、担任の先生に面白いからやってみようと言われないと出来なかった、学校教育の一環としてはなかなか難しい頃で、それでも簡易水質調査法ということで、おそらく環境教育というよりも「環境保全思想の普及」といったことでやっていた時代もありました。

我々の環境保全の仕事を理解してもらいたくてとか、その程度の思いで始まったと思うが、今思えば、せせらぎスクールも、自然観察会など、様々なところで取り入れられていると思うが、今風に言うと生物多様性を少し理解してもらおうような事業に転換されているのでしょうし、そういう意味では今は非常にレベルが高くなってきたな、レベルがアップしたなと思います。実際に学校教育の場でも、理科や社会の教科書にも環境問題が色々なことが取り上げられていますし、ニュースその他、新聞でも環境の色々なことがどこかここかでとりあげられ、車一つ買うにしてもエコカーですとか、自動車メーカー自体が環境保全に配慮したやり方をしている時代になってきている。

環境教育の変遷がここ30年くらいであって、環境保全思想の普及といった話から、平成10年から10年くらいは環境教育をやるぞといった事業が、資料にもありましたが沢山やられている。平成20年前後になってくると環境教育と構えてやる事業よりも、むしろキャンペーンのような、行動キャンペーン、皆さんが夏の間はクールビズ、冬の間はウォームビズ、皆さんが部屋の温度などをもう少し注意してもらえれば全体として環境保全に傾いていきますというような、環境保全の普及啓発ということになるのか、広い意味では環境教育と言うことになると思います。

最近の環境保全活動のNPO団体は非常に数が増えており、しかも活動が非常に我々から見てもレベルが高い、そういった活動の上に、そういった活動に対する民間企業の支援も最近結構出てきた。コカコーラさんとか、サッポロドラッグさんとか、ビール会社も含めて、色々なNPO活動に対する金銭的な支援、もしくは別な側面の支援が出てきて行われるようになり、大変ありがたい。先ほど、行政側は縦割りの弊害が沢山あるし、資金力のなさが目立つという話があり、そこをフォローしていただき、大変ありがたいと感じている。

委員長の冒頭のお話にあったとおり、環境教育の考え方が知らず知らずのうちにだいぶ変わってきたと思います。例えば、環境保全思想の普及啓発、環境教育、環境保全活動、これらが区別が出来なくなっている。今一番よいのは、環境保全活動に参加していただければ、自動的に環境教育にもなるし普及啓発活動にもなっていくといったことになって来つつある。ですから、教科書を読むよりも、活字で見るよりも、やはり体を動かして行動してみる、ちょっとでもいいから行動をとってみるというのがキーワードになって来たのかなと思っています。我々の仕事も規制とか誘導とか色々な方法がありますが、むしろ

ろやってみませんかという呼びかけが多くなったと思います。

それから、3. 1 1 の震災以降、委員長も言われていましたが、地域をどうしていくか、エネルギーと環境問題は切っても切り離せない問題だということは、皆さん嫌と言うほど思い知らされていると思います。皆さんの暮らしが今年の冬だって、北海道は節電、節電で皆さんの協力で乗り切ったという事例もあります。環境行政の役割は変わってきていますし、今まで必要だった環境行政で要らなくなってきた部分もあると思います。

最後に、うちの行動計画をどうやって作ったらよいかということをお伺いすることになると思いますが、名前のおおりに、おそらく一人一人の行動というのがキーワードになって、実は、私どもの予算事業も防災機能とリンクさせて補助金を出したり、そんなことにもなりつつある。環境が環境のことだけを、狭い範囲の環境だけを考える時代でもなくなってきています。スマートシティを作るんだといった地域があったとしたら、皆さんの創意で環境に配慮したスマートシティを作るといった話になってくるんです。そういうところがこれからの環境教育の目指すところになるのかなと思う。最初からそれをこの資料に書けと言うことになりませんが、中々、私自身、頭が整理されていませんし、行政側はどうしてもこういった書き方になります。委員の皆様のお力で是非、いい行動計画になるよう、ご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○辻委員

北海道教育庁義務教育課の池野と申します。今日は代理で失礼します。私は小中学校の教育に関わっているところであり、校長も今日はいらっしゃいませんので、学校のことも含めてお話しします。

先ほどの環境局長のお話しにもありましたように、各教科で取り入れている環境教育にかかわる学習内容は、かなり詳細に渡って各教科で共通に学習しております。今後、私たちがこれから取り組まなければならないのは、学校がそれらの活動を総合的にとらえて、その地域にあった環境教育の全体計画を作成するという事です。このことを市町村教育委員会と共有したいと思っています。

例えば、遠足と地域清掃ボランティアを合わせて行う活動がありますが、この活動は、環境保全、ふるさとを大切にするという郷土愛、観光に関わる見方があるなど、地域により色々な見方があります。ですから、それぞれの学校、地域でどのように整理して、学校ならではの環境教育を構想することが大切であると考えています。

学校にはキャリア教育、情報教育、ふるさと教育等、色々なカテゴリーがありますが、今お話ししたようなことを整理しながら環境教育についても、どんな教育が構築できるかということをお各学校に考えていただきたいと思っています。

その際、学校の外に出て体験しながら学ぶことが大切ですので、先ほどコーディネーターの話がありましたが、学習の場や対象となる素材をどのように取り上げて効果的に位置付けるかが必要になってまいります。

○名内委員

栗山町教育委員会の名内と申します。栗山町の現状としては、改めて環境教育をやり直すよという感じではやっていなくて、教育委員会ではふるさと体験学習というところから入って行って、栗山の自然とか川に入ったりの活動をしながら、水や自然、生物多様性といった部分で子どもたちを環境に結びつけた活動を学校でも行っていきますし、社会教育でも行っていきます。ですから、環境教育という部分で言うと、地球温暖化やリサイクルといったことは、別の部署が先ほど言われたように、縦割りでやっている。役場の中でもそれぞれでやっている。

栗山町では自然体験を通した環境教育がメインとなっていますが、それは昭和60年の国蝶のオオムラサキが見つかったところから、オオムラサキをシンボルにした町づくりをやっていきましようということから、民間の団体がオオムラサキに必要なエゾエノキという木の里親になったり、行政では施設の整備を行い、両輪で活用を行っています。今は、ハサンベツという離農跡地を里山にして、民間が主導で行い、そこを行政が支援するという形で、今は100ヘクタールの森林と里山になっている。そこと夕張川など、いくつかのフィールドを持って子どもたちの自然体験教育を行っているというのが現状です。

課題は、小さい町の割にはいくつかありまして、学校教育で、もともとは社会教育事業で活動を行ってきたが、学校でどんどん取り入れるためにやってきたが、総合学習の時間が減ってきて、総合学習が一番やりやすいがそうもいなくなってきた。今年から、小学校にいた先生を長期派遣という形で教育委員会に籍を置いてもらい、学習指導要領に基づいた指導計画案を作りながら学校の方でも出来るように行っている。総合以外にも理科・社会・国語などでどんどん活用できるようにして増やしていきたいと思っています。ただ、長期派遣制度も1年区切りとなっており、指導要領に基づいた計画案に基づいたものでどんどんやって行かなくてはならず、もう少し長いスパンで考えていかなければならないのかなというのが課題の一つです。

それから、人材育成の部分で言いますと、活動を20数年前から担っている人が高齢化しており、体調を崩されたりですとか、一人抜け二人抜けと、後継者が育っていかない現状です。今までは、キーパーソンの方の善意でやっていたがなかなかうまくいかないということでNPOを立ち上げ、そこで環境教育を受け持ってもらっている現状です。ただ、稼ぎ的には難しいため、町から多額の補助を出しながら実施しており、本当に持続可能かと言われると難しく、外貨を稼ぐような活動もやっていかななくてはならないのかなというのが二つ目の課題です。

三つ目の課題としましては、それらを総合的に考えていきたいと思います時に、中々5年先10年先が見えてこない現状で、今やっているフィールドは保全していかななくては活動できないという現状がありますし、今は小学生・中学生を中心に行って、今年から幼児を対象にしており、今後は大人に増やしていくなど、計画的にやっていきたいが、今や

っていくので精一杯でそこまで出来ていない、少ない職員で実施している現状ため、道もそうだが、町としても行動計画といったビジョンがないと上手くいかないのかなというのが課題です。

○宮本委員

認定NPO法人北海道市民環境ネットワーク、きたネットの宮本と申します。

団体の話をすると3つの役割をしており、一つは北海道内の環境活動をしている市民団体のネットワークの事務局ということです。全道に55団体の環境団体が所属しています。

課題は、名内委員が言ったそのものです。ボランティア団体は高齢化して後継者がいない、どうにかして持続していくため事業系で従業員を雇ってとなると、今度は行政の指定管理とかに依存しないとやっていけず、常に未来が見えない。そして給料レベルが非常に低く人が雇えない。その中でどうやって職員を育てていくのかという問題がいつも中で議論に出ている。

他の機能は、環境サポートセンターに近いですが、中間支援組織としての機能、それから独自の環境保全活動として、「ラブアース・クリーンアップ・イン北海道」というごみ拾いの運動をやっていて、昨年ですと5万人くらいが参加してもらっている。

うちのこれからの課題としては、センター機能がメインなので自分たちの保全活動をどんどんやっていく立場ではありません。5万人というネットワークをどうやって上手に使う、次の環境行動やステップに繋げていくかということをやりたいと思っていますが小さな団体で手が回らない、それをどうやって皆さんに使ってってもらえるかを考えています。

この協議会の参加に当たって思ったのは、北海道らしい行動計画というのが今まであまり見えていないなと思います。例えば、北海道の子どもたちは全員熊との共生について何か意見を持っているよとか、出会った時のスキルを持っているといった北海道としての独自性を持ってやっていっていいのではないかと考えている。

それと、3.11以降の理念や概念というところからもう一度当たっていく必要があるのではなかということでは、環境教育がいまやいのちを守る教育、いのちを救う教育というところまで来てしまっているといつも実感していて、何か悪いものが爆発した時、どちらへ逃げるかとか、この水が飲めるかといった直感的行動力を養う場は、もう自然体験活動しかなくなっていると思っています。一人一人の子どもたちの多様性、変わった子だねといったことを認めていく、生物多様性というが、そういった一つひとつのいのちが大切だといったことを伝える場がなくなっていると思うので、そういったことを考えたい、北海道らしい計画を希望しています。

○守山委員

北海道商工会議所連合会の守山です。全部で42の商工会がありまして、傘下の会員企

業が約6万9,000社ございます。そうした企業の99%、大半が中小企業でして、環境問題に積極的に取り組んでいます。そうした取り組みを進めていくために、環境マネジメントシステムの普及、北海道エコ宣言の二つの運動を展開しています。

環境マネジメントシステムの普及ということでは、二つの認証制度を設けており、一つは北海道環境マネジメントシステムスタンダード（略称HES）とありますが、簡単に言いますと、国際的な環境規格ISO14001は中小企業には非常にハードルが高く、経済的にもかなりきつい、認証しても長く続かない、そういったこともございまして、より安価で、まず取り組んでいただくことが大切ということから、取り組みやすいシステムということでHESを設立させていただいた。もう一つはその後、環境省で作成したエコアクション21、こちらの北海道事務局も引き受けています。現在の件数につきましては、HESは109件、エコアクション21が135件、合計244件の企業が取得している状況でございます。認証企業ですが、主な業種は建設業、産業廃棄物の処理業者が多くなっています。建設業は、北海道、釧路市、帯広市において建設工事の入札資格審査、総合評価でHESやエコアクションが加点対象となっている。環境省で施行されている優良産業廃処理業者認定制度の要件の中にエコアクションが求められている背景があります。

また、スタートしてからですが、教育機関での取得も出てきている。上川高校、藻岩高校、清水高校、室蘭工業大学といったところがHESを取得しています。何うと、生徒に対して、環境への取組や環境意識調査の実施、生徒自らが企画した環境学園祭などを実施したとのことです。他にも歯科医の取得例もある。他の業種は少ないのが現状です。

もう一つのエコ宣言ですが、企業自らが環境に配慮した活動を宣言して、CO2排出量を自動計算できるエコ帳をウェブ上で公開しまして、エネルギー消費量やCO2の見える化といった事業を行っています。道庁が実施しているグリーンBiz認定制度の優良な取組と連携して推進しており、現在1,105企業が宣言しています。

資料4にも現状・課題を整理いただいておりますが、こうした活動を通じて、企業においても環境問題が重要との意識は広まっていると思います。只、HESにつきましても認証費用が発生するわけですし、今の厳しい経済状況の中では認証によるメリットを求める形にならざるを得ないと思っています。単にメリットありきで認証するということには意見もあると思いますが、やはり何かきっかけで環境の取組を始めることで、自社への環境取組が始まり徐々に定着していきまして、次のステップ、HES、エコアクション、ISOと、進めていただければいいのかなと思います。まずは、何かのきっかけづくりとしては、事業者に対するインセンティブ、メリットをしっかりとお示した上で進めていくのが道内企業の環境取組が底上げされていく一つの大きな部分かなと思います。

○能條委員

色々お話を伺うと、何人の方から担い手が不足しているというお話がありましたが、私は、大学でアウトドアライフ専攻の教員をやっており、野外での人と自然をつなぐとい

う指導者を養成するという仕事を担当しております。ですから、担い手を育成して世に送り出す立場にいます。その人たちが、担い手不足と言われているということは、マッチしていない、つまり働く場所がないということであり、担い手が不足している訳ではないと思います。ようするに担い手を活用できる仕組みがないのだと思います。特に、若いうちはそれほど給料がなくても食べていけるのかなと思うかもしれませんが、今の学生はほとんど奨学金で卒業していますので経済的な意味で頑張っている学生が卒業した瞬間に5百万もの借金がある場合もあります。昔と違い、奨学金はほとんど返さなくてはならず、やっと食べていけるといった状態で、担い手を期待する職場の給料が一定水準以下と言った状況が起こっていると、担い手としてがんばろうと希望していても、普通のところへ職活さざるを得なくなります。若い学生の出口のところでそういった現状があることを指摘したいと思います。気持ちがあって、勉強して世に出てという人が沢山いるが、そういった人が活動する場所が少なかったり、経済的に厳しかったりする現状に問題があるのかなと思っております。

環境問題のほとんどは経済問題と言われ、その通りだと思っております。私は夕張市に住んでいるが、財政破綻したので社会教育に関する予算はほとんど0円とか。夕張市のNPOをやっておりますが、相談へ行くと、行政の方は「お金は出せませんが出来ることは何でも協力しますから」といった言い方になってしまっています。やりたいけれど出来ない地方と、札幌市や旭川市といった大きな自治体とものすごい格差がある。これは教育の機会均等を考えた場合どうなんだとなりますが、これからアクションプランを作っていくにあたって、一定のレベルをどう維持するのか。北海道というくくりの時、いいところはいいが悪いところは悪いと放っておかれるのであればどうなのかなという気がします。現状でどのくらい道、道教委で認識しているのか、あまりおもてに表れていないという点かと思しますので意見として述べておきたいと思します。

教育基本法改正もあったためか、自然体験をやりたいという相談がきます。行政単位で来る相談のほとんどは社会教育の担当からきます。同じくらいで商工観光の担当からきます。商工観光は、内地から修学旅行生をどう自然体験活動として受け入れをするかといったことで相談が来ますが、学校教育課からはほとんど来ません、学校から直接来ることはありますが。学校から来る依頼は、謝金も交通費もありません、だけど何とかしてもらえませんかという相談が一般的です、ここに環境教育を推進しようと思っている気持ちと予算がどうかみあっているのかという問題点が少しあると思します。

教員養成のコースには環境教育をしなければならないという縛りはありません。学校の教員になる人は環境教育に関する勉強をしなくても教員になれます。教員採用試験に何を出题するかは任免権者の権限であり、例えば、北海道教育委員会は教員採用試験に環境教育を必ず出题する、あるいは環境教育のボランティア活動実績を聞くといったことをすれば、環境活動をはじめのひとつのきっかけになる。北海道の教育を担っている人たちはそういった教員を求めているんだといったメッセージを発信することは、お金をかけなくて

もできることではと思いました。

○山中委員

「実践環境科学」というコースを最近始めました。今、環境においては行動が必要であって、学生が天売島に行って離島の問題を扱ったり、石狩海岸でラブアース・クリーンに参加したり、占冠村では教育委員会と話して、雲の学校、川の学校、雪の学校ということをやっています。最初は、課外活動でしたが、今年からは年次計画に組み込んでもらっています。学校という名前を付けた環境教育をする時に、その中で三つの学び、大学生に勉強していただくこと、小学校・中学校の子どもたちに勉強してもらい、学校の先生が主体になりますが地域の人たちに学んでもらうことを行っています。その中で川の学校でいうと水生昆虫とかが何故そこにいるのかといったことや、雪の学校でいうと寒いからこそ雪の結晶が見れるといった、地域の誇り、地域らしさを子どもたちに知ってもらいたくてやっているということになります。

地域活性も必要ではありますし、一方、3. 1 1以降、いのちに関わるリスクの考え方も入ってくる、それから担い手、林業とか酪農とかと推進の関係、北海道の特徴として一次産業が強いので、それを活かしたものが必要と思っています。資料4の課題の中で大学が入っていないのは、国の機関でありますので入っていないと思いますが、各地域にも大学があり、大学も縮小されている段階にあります。大学による次世代の担い手みたいなものも、資料4に入るとうれしのかなという気がしました。

○山中委員長

皆さんそれぞれ思いがあり、色々な意見がありました。特徴的なのは複数の委員の意見があった、例えば、お金の問題、高齢化・担い手の問題、色々な結びつきの話が出てきている。せっかく色々な意見が出てきていますが、時間も押していますので特に意見があれば。もう一度、皆さんへ意見を聞く時間がありますので、ここでは次へ移らせていただきます。

(4) 今後の目指す方向、視点、各主体の役割などについて

○山中委員長

続いて、議事(4)「今後の目指す方向、視点、各主体の役割などについて」事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤主幹)

資料6をご覧ください。

資料6は、現行方針の「目指す方向」「視点」「各主体の役割」などを整理したものでございます。

まず、「目指す方向」としては、人づくりが重要であるという認識に立ちまして、「全て

の道民が参加し協力しながら、環境重視型社会を築いていくためには、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」としております。また、「目指す方向」を踏まえ、7つの視点により、環境教育の推進及び環境保全の意欲の増進を図るとしてしております。

一つ目は「全ての人々が学び、考え、行動する」であり、その考え方としては、全ての人々が、問題解決能力や行動力を身につけるための環境教育に自主的かつ積極的に取り組むことが大切であるということでございます。

二つ目は「環境問題を多面的にとらえる」であり、その考え方としては、「人間と環境とのかかわり」「人間と人間とのかかわり」に関する両方を学ぶことが大切である。環境問題の背景や原因などを多面的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが大切であるということでございます。

三つ目は「本道における環境問題の特性を踏まえる」であります。一人ひとりが環境問題を身近なものとして考えることにつながり、本道、地球の環境問題を自ら解決しようとする人づくりにつながるということでもあります。

四つ目は「体験を重視する」であり、一人ひとりが自ら体験し、感じ、分かるというプロセスを踏むことで知識や理解を行動に結びつけられるため、自然や暮らしの中での体験を重視することが大切ということでございます。

五つ目は「ライフステージや生活場面に応じる」であり、環境教育を生涯学習の重要な分野として位置付けるとともに、「幼児期」「就学期」「就学期以降」といった各ライフステージや様々な生活場面における機会提供が大切ということでございます。

六つ目は「地域社会全体で取り組む」であり、環境教育は、日々の暮らしと深いかかわりがあることから、日常生活の場である地域社会全体で取り組むことが必要であり、その取組を全道に広げていくようにすること大切である。あらゆる場面において、それぞれが適切に役割を果たしながら、パートナーシップづくりを進める必要があるということでございます。

七つ目は「いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ」であり、私たちは、生態系の中で、他の生物とともに生きていることを学ぶ必要がある。いのちあるものに触れて感動し、理解することが、いのちを尊ぶ心を育むことにつながり、社会全体でいのちを大切にすることにつながるということでもあります。

次に、現行基本方針第3章に記載されております、各主体に期待される役割と連携・協働についてであります、

『個人』についてですが、

一人ひとりが環境問題に関心を持ち、考え、理解し、積極的に行動すること。

環境にやさしい生活習慣を身につけることや、地域社会などにおいて環境配慮行動の実践などに取り組むこと。

『学校等』についてですが、

環境教育に関する全体的な計画等を作成し、子どもの発達段階に応じて地域の環境を

活用した総合的・体系的な環境教育を推進することでございます。

『事業者』ですが、

事業活動の中での実践、計画的な従業員教育、地域の一員としての環境保全活動などがございます。

『地域団体・NPO等』でございますが、

行動力や専門性を生かした環境保全活動やネットワークを広げながらの活動や各主体間の活動のコーディネートなどが期待されています。

『市町村』ですが、

住民に対する環境情報の提供、地域における環境保全活動への支援などや、各主体間の連携・協働の支援などがございます。

『道』ですが、

広域的な視点による国や市町村等と連携した環境教育等の推進。

指導者の育成、環境教育の機会や場の提供などのほか、各主体間の連携・協働の支援などがございます。

『各主体の連携・協働』ですが、

各主体が、互いの立場を尊重したパートナーシップの下に連携すること。

各主体間のコーディネートを専門的に担う中間支援組織の必要性があるということがございます。

なお、参考資料1は、現行基本方針の概要版と方針の本文でございます。説明は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

今の説明に対してご質問はございませんか。ここで言う、現行の第2章とか第3章は前の基本方針の章のことですね。

○事務局（伊藤主幹）

そうです。

○山中委員長

ここで議論されることを基にして、先ほど皆さんに意見をいただいた資料4のところは「現行の現状と問題」といった行動計画の第1章になって、第2章がこの視点みたいなものが入って、そして役割、連携が入って、といった形になるということでしょうか。皆さんの意見がそういった形で行動計画に入ることになります。資料7のスケジュールを見ると協議会の第2回目には、行動計画の素案・骨子が出て来ることとなりますので、ここで皆さんのご意見をインプットすると素案・骨子に入るので、ここでのご意見はすごく重要になると思います。

○能條委員

視点についてなんですが、例えば、一番下に生態系のことが書かれていますが、生態系は生き物だけで構成されているわけではないので、いのちを大事にするという視点は大事ですが、生物と非生物の両方ともなくては生態系は維持できないということを強調しておいた方がよいと思います。例えば、循環型社会の情報が出ていますが、生物・非生物の両方で成り立っているという視点が常に薄い。生き物のことはすごく気にして食物連鎖などすごく知っているが、それを取り巻く、水・温度・光・石といったものが全てきちんとした状態でなければいのちは維持できないということが視点の中で伺えるようにしてほしいと思います。

○事務局（坂口課長）

ご指摘の通りと思います。物質循環とか広い観点で生態系をとらえるようになってきておりますし、そういう意味でそういった知見や見方が広まってきておりますので、そういった視点を踏まえた修正を考えていきたいと思います。

○田中委員

ライフステージで幼児期というのがどうしても気になるのですが、環境教育で幼児期から生涯を通じて教科横断的にとよく言われるが、幼児期にどういうものが適しているだとか、こういう方法でといったものが意外と少なく、多いのは小学校で行われているものを幼児に置き換えてなんて事例も見受けられる。川の活動なんかで、パックテストを幼児にやってなんて報告を聞いたことがあるが、ちょっと幼児には難しすぎるというのと、幼児期というのは、教えられるとか学ぶという概念よりも、日常全てが遊びで、その中で体験を通して環境に自分から働きかけて中だというのが保育の考え方なので、資料3の北海道の地域特性や活動事例を踏まえたというところでは、それぞれの発達段階を併せたプログラムや事例紹介をしっかりと出来たらと思います。

それから、平成17年の後から食育だとか木育だとかが出てきて、北海道になじみの深いところもあるので、先ほどの生き物や地球全体の環境の中にも木とか食べるといった項目、幼児期であれば幼児の生活と繋げていけるような事例を挙げていくといいのかなと思いました。

○大島委員

生涯各期において様々な学習機会の提供や行動の場を作っていくことは大切なのですが、一番重要と思うのは成人期、特に子を持つ親への様々な働きかけをどのようにしていくか、今後、親の姿を見て子どもたちが育っていくので、そういう点ではそこはかなりウエイトをかけていくことが非常に大切ではないかと思いました。

家庭教育も非常に重要です。子どもたちも親の姿を見て、結局は同じことをしていくことを思うと、そこを大切にしたいと思います。

○山中委員長

環境問題を多面的にとらえるのですが、3.11以降のエネルギー、あるいは防災の問題、全て多面的にとらえるに入ってきますが、もう少し資料6の該当する箇所を膨らませるものもあるが、何か環境教育の周辺との関連みたいな、より取り上げた方がやりやすい気がします。今まとめているのは道庁の中の環境と教育の二つのセクションなのですが、他の部分への働きかけもしないと今の環境教育は成り立たないと思うので、他との関係を取り上げるなど、もう少し色々な場面で取り上げたらよいのではと思いました。

それと、最後の各主体、個々にあげているが、まさにこの協議会は各主体に関係する方が集まっていて、協議会は各主体の連携・協働に当たりますので、各主体の連携・協働を強調したい。なかなか書きにくいものはありますが、先進的事例とかいくつかのものを紹介する、コラム記事という作戦もありますので、そういう形でいくつか取り上げられるものは取り上げて、先進的なもので他のところに適用できるのでないかといったものを各委員に見ていただいて、やはりこれだけの多様な方が参加しているので、この中で合意の得られたものを積極的に取り上げることを提案します。

○内山委員

この7つの視点を見ると本州のどこの県のものとしても通じるものに見えます。やはり、北海道の環境価値とか環境力をなぜ守らなくてはならないか、山中委員長から誇りということが出ましたが、そういった文章があちこちでまとまっているといいと思います。例えば、湿地や湿原を守っている人は、湿地の技術と文化の本をまとめて、そこから色々な価値を見い出して、何故守るのかといった視点を発信しています。なぜ守るのか、なぜ教育が必要なのかといったところで北海道らしさを出していければと思います。

○山中委員長

発言されていない委員もおられますので、一言づつくらい、こういった視点はどうだということを書いてもらうということで、一人1分程度で回していただきたい。先ほどを同じ順番でお願いします。

○浅井委員

今回、方針から行動計画、いわゆる理念的なものから具体の行動計画になると指標とか目標を意識しながら作って行かなくてはならないと思う。先程あったように、計画にするにあたり新たな要素が入ってきており、そこを計画に入れて行かなくてはならないと思いますし、宮本委員にあったように北海道らしさ、環境保全の取組を通して人づくりとか地

域づくりにつながっていく方向性が北海道らしい取り組みになるのかなと思いました。

○内山委員

札幌市の交通環境教育の検討委員会に出ているが、先生方は交通分野の研究授業など非常に熱心にやっている。最終的には学習指導要領に盛り込む視点でやっている。是非、そういったものも目指せるといいなと思います。

各主体の連携・協働ですが、先ほど池野委員から、各学校で地域を見直して考えてほしいという意見がありましたが、私どものやった釧路湿原の取組といった例が沢山あると思います。そういった事例を集めてつないでいく役割、情報を伝える仕組みを盛り込めればと思っています。

○大島委員

改正された法では、都道府県及び市町村は行動計画を作成するよう努めることになっている。道で、行動計画を作成するに当たって、名内委員が自分の町でも全体を考えていかなくってはといった話があったように、道の行動計画の作成が市町村の行動計画作成の呼び水になるようなものなればいいなと思います。実際に、環境教育を進めていくのは各市町村で、そういう点では、道の行動計画がそういった役割を果たすことが出来ればかなり進むのではと思います。

○奥谷委員

消費者教育という言葉が見当たりませんでした。学校のカリキュラムの中に消費者教育が組み込まれるようになりました。みなさん、教育、行政関係者も消費者であり、NPOのかた、事業者、全てのかた、子供も消費者です。消費者として、環境をベースに考えながらの消費者行動を行っていくというスタンスも必要と思います。それは、大人だけでなく、小さい子のおやつや飲み物などの、買う・食べる（使う）・捨てる、そういった消費行動も循環型社会へ向けての重要な部分であることを認識してもらおう。環境についての消費者としての役割を子どもの時から知ること、毎日の生活と環境とのかかわりを身近に考えてもらえるのではと思います。

○田中委員

札幌市西区に住んでいて、環境教育に関する活動もそこで一番やっている。なぜ地域にこだわってやるかという、地域のことを子どもたちに伝えたい、過去をさかのぼると色々な歴史を持っていて、色々な人を巻き込んで活動して、万が一大きい災害があった時、その時慌てるのではなく、地域の子を地域でサポート出来る体制がとれるのかなとも思って活動しているので、環境教育と狭い視点になるのではなく、地域とか街とかそういった視点も入った方がいいなと思います。

○千葉委員

「本道が目指すものは環境重視型社会の構築」と、これ自体が古くさい言葉になっており、次の時には今風の言葉になります。作る側の事務局としても、北海道らしさ、なぜ北海道の環境教育なのかということ、出来れば色々なところにちりばめて形を付けたいと十分思っております。

個人的な思いとしては、言葉は見当たらないが、環境教育の目的というか目標は、今は環境保全が当たり前になっていくような雰囲気作りが目的の一つかなと思っています。

○辻委員

学校が環境教育の全体計画を作成するよう、市町村を通じて働きかけて参ります。市町村もそれぞれの思いがありますので、地域の間・人のつながりを確保して、広がりを持つ取組が展開できるよう、支援していきたくと思っています。

○名内委員

目指す方向に「主体的に行動できる人づくりを進める」とあるが、それができるまでに引張っていく人たちが必要なので、そういった人たちの育成の視点を入れてほしいのが1点です。

それと、各主体の市町村の役割で情報の提供があるが、市町村がやると媒体が広報誌やホームページとなり、あまり見ない人が多いのが正直なところで、情報発信が苦手な人が多いと思います。できればNPOとかが担い手になってもらえると親しみやすい情報提供になっていくのかなと思います。

○宮本委員

北海道は何を一番大切にしていくのかということところがどうも、いままでの道の施策を見てもピンとこない。例えば、いまエネルギーの関係の活動をしているが、経産省の方から北海道はポテンシャルがあるのだから、今まで工場誘致したところを全部新エネルギーにして輸出して外貨を稼げばいいんだという意見があるが、北海道が自分たちのアイデンティティとしてエネルギー供給基地にするという議論はどこにもない、そこを誰が話し合うんだということがひとつです。一番大切なものはなにかを決めた時、それをどうやって守るかということになり、守るためのスキルはということになり、どうやって担い手を育てるかということに絞られてくると思う。ここだけでそんな話は出来ないかもしれないが、そこは欠陥ではないかと思っています、そこを見たいと思います。

○守山委員

環境教育という言葉が事業者にとってどれだけ響くかということが正直あります。やは

り中小企業にとって、環境教育というのは、学校、生徒、あるいは道民、市民ひとりひとりの意識改革といったことで、企業の部分だけ反映させるのは難しい。月並みな言い方ですが、環境と経営・経済の両立ですとか、そういった部分をどこかで唱わないと、環境教育に向けての計画ですから、これだけを前面に出すと企業の方には伝わらないのかなという気がします。

○能條委員

参考資料に道民の意識調査がありますが、環境教育で期待するということには「学校教育で」という意見が多いようなので、子どもに対してということになりますが、学校の教育にどういった形にしていくかというのを考えなければと思います。例えば、今はどの町でも、AETが学校を回っていると思いますが、ああいった制度に近いものを作り、1校1名は無理だとしても、1村1名といった形で環境教育指導者を配置してはどうでしょうか。そして、その人達のネットワークを作れば全道のネットワークが自動的に出来るといったことを意識したいいいかなというのが一つあります。

大人に対してどうするかということでは、青年の家や国立公園の事業がこれだけ行われていて成果を上げているということであれば、非日常の活動がうまくいっているようにも見えるので、日常にどう持ってこられるかということになるかと思います。非日常の場所だけでなく、日常でどれだけ話題に出来るか場所や機会や媒体を考えるのもいいかなと思いました。

○山中委員

事務局へ確認ですが、環境教育は、この場合は広い意味で、普及啓発みたいなものも環境教育だし、各事業所の中でエコに対するものもそうでしょうし、そういった広い意味で環境教育をとらえるということによろしいですね。

○事務局（坂口課長）

結構です。環境教育と一言で言ってもしまいますと、事業者、中小企業の方々は自分たちが名宛人となっているという意識を持ちにくいというご指摘と伺いました。理解としては、普及啓発を含めて、環境保全活動にいかに取り組み関心を持ってもらうかといった、全般を含めてとらえていただければと思います。

○山中委員長

ありがとうございます。時間が押しているのですが、本来ならここで議論をしたいところですが、そうもいきません。いま一巡して意見をいただきましたが、これから気づいた点があれば事務局へインプットということによろしいですね。多分、骨子をまとめるとき、委員のインプットがあった方がまとめやすいので、各委員から是非ともお願いしたい。

それから、使いやすいもの作っていただきたい。行政として使いやすいもの、各専門の皆様から見た時に使いやすいもの、使いやすいものにするためには、各委員のインプットが必要になります。

それから、先進事例を入れたいというのは、次回、抽象的だとわかりにくいので具体的な事例が紹介された方がわかりやすいと思いますので、各委員、少し考えていただければと思います。

あと、個人的な意見ですが、コーディネーターとか出てきましたが、その辺の記述は国の新たな基本的な方針にも出てきてますので、少しくローズアップして出てきた方がいいかなと思いました。

(5) スケジュールについて

○山中委員長

続いて、議事(5)「スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局(伊藤主幹)

資料7をご覧ください。

今後のスケジュールについてですが、

本日第1回の部会開催したところではありますが、第2回は、10月上旬を予定しており、本日、委員の皆様から頂きましたご意見・ご提言、これからいただくご意見などを踏まえまして作成いたします「行動計画素案」の骨子について、協議いただくこととしております。

第3回は、11月中旬を予定しておりまして、2回目の協議会でのご意見・ご提言を踏まえ、作成いたします行動計画素案を協議していただきます。

12月には、素案を完成させ、素案のパブリックコメントを実施し、広く道民の方々のご意見を伺うこととしております。

第4回は、年を開けて1月下旬を予定しており、パブリックコメントの結果などを踏まえ作成する「行動計画案」を協議していただくこととなります。最終的に、26年3月に、行動計画を決定したいと考えております。

○山中委員長

ただ今の事務局からの説明に対してご質問はありますか。

○山中委員長

全体を通して、ご質問やご意見はありますか。

7. 閉会

○山中委員長

どうもありがとうございます。

本日は皆様より、様々なご意見をいただきました。まだ足りない部分は事務局へお願いいたします。事務局の方は、本日の各委員からの意見を踏まえ、次の（仮称）北海道環境教育等行動計画の素案骨子について検討を進めていただきたいと思います。

以上で本日の議事を終了いたします。

○事務局（坂口課長）

本日は、お忙しい中、山中委員長、能條副委員長をはじめ、委員の皆様、本当にありがとうございました。色々な角度から、我々の気づかなかった意見をいただきました。今、ご説明をしましたように、かなりタイトなスケジュールで恐縮でございます。

今回は、10月上旬ないし中旬に開催させていただきたいと考えており、別途日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから委員長からお話がありました、先進的な活動事例などについて、また伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以 上